

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和5年6月8日(木)午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 花島 進 委員 古川 洋一
委員 武藤 博光 委員 遠藤 実
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 高安 正紀
社会福祉課長補佐 坂本 武志	こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子	保険課長 横山 明子
保険課長補佐 小田部信人	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建	ワクチン接種対策室長 梅原千也子
教育部長 小橋 聡子	学校教育課長 猪野 嘉彦
学校教育課長補佐 生田目綾子	学校給食センター所長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 議案第31号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第32号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 調査事項の今後の進め方について
…今年の調査事項の今後の進め方等について協議
- (5) 議員と語ろう会について
…役割分担を再確認
開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

今日は教育厚生常任委員会ということで、まず私のほうからご挨拶をさせていただきます

ます。

新型コロナウイルス感染症も、今日でちょうど5類移行から1か月が経過しまして、新聞報道を見ますとやはり増えていると、5類に移ってもですね。そういう状況の報告が載っておりました。

発表のほうは指定医療機関120か所ですので、毎日見るわけではないんですけども、かなりクラスターも発生していますし、いま一度感染をしないように予防のほう、うがい手洗いの励行をお願いしたいなというふうに思います。

逆にインフルエンザがはやっているという報告もありますので、そちらのほうも同じようにマスクじゃなくて、やはり手洗い、うがいの励行だというふうに思いますので、皆様方も一応お気をつけいただければというふうに思います。

それでは、開会前のご連絡をいたします。

換気のため廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映いたします。会議内の発言に際しましては必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願ひいたします。

携帯電話をお持ちの方は必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにご協力をいただきたいと思ひます。

ただいまの出席委員は6名でござひます。欠席はおりません。

定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため議長、及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願ひいたします。

議長 改めて、皆さんおはようござひます。

教育厚生常任委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は会議事件としては議案が3件、またその他ということですので、慎重なご審議をいただければと思ひます。

今日はどうぞよろしくお願ひいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願ひいたします。

副市長 改めまして、おはようござひます。

週末の大雨は幸いにも那珂市のほうは大きな被害がなく済みましたが、取手市のほうで大きな被害があったという状況でござひます。那珂市としましては今回早めに災害対策本部をつくりまして、避難所の開設を行ったところでござひます。これからが

本格的な出水期にありますので、引き続き万全を期して対応してまいりたいと考えてございます。

本日提出しております議案は3件でございますが、物価高騰対策等に係る議案を追加で今後お願いしようと考えてございますので、あわせてご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

初めに、このたびの第四中学校におきまして、給食への金属片の異物混入事故が発生いたしました。このことにつきましては、多くの皆様方にご心配をおかけいたしまして、本当に申し訳ございませんでした。改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

当日は、中学校へ提供いたしました豚キムチ丼の食缶の中に、具材の上に乗った状態で、縦10ミリ、横10ミリ、厚さ3ミリの金属片が上に載っていたと。配食前に気づいたものですから、それを取り除いて配食して喫食したという、こういう状況になっております。

当日、その後体調不良等の健康被害を訴える生徒はおりませんでしたし、他校にも異物混入があったというような、そういう報告は現在までも入っておりません。

当日、ひたちなか保健所、そして翌日、調理器を納入していただいております日本調理機株式会社からの立入り調査をいただきまして、調理器等全て点検をしていただきました。その結果異状は認められないということでしたので、翌日より、給食を提供しているというような状況です。

なお、見つかった金属片ですけれども、県の薬剤師会の検査センターのほうにその金属片の成分の調査を依頼いたしました。

結果がまいりまして、検体はステンレス製であると。ただし、用途は余りにも幅広く、これが何に使われているのかという特定は難しいというような結果をいただきました。

そういう状態ですけれども、今現在そのほかの食材等の納入状況であるとか検査状況等も報告が入ってきておりますので、そういうこともあわせまして、来週の全員協議会の中で、報告をさせていただきたいと思っております。

皆様方におかれましては引き続き、ご理解とご支援をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、学校ですけれども、おかげさまで新学期が始まり2か月がたちました。大きなトラブルもなく、今現在、学校教育活動は順調に進んでおります。

特に中学校におきましては、今週月曜日から修学旅行が始まりまして、月曜日が第1班として第二中学校、瓜連中学校、火曜日が第三中学校、昨日が第一中学校、そして今

日、第四中学校が最終班ということで、奈良、京都方面へ出発をいたしました。昨日第1班の第二中学校、瓜連中学校が帰校しましたがけれども、学校からの報告によりますと、2日目に若干ちょっと小雨が降ったようではありますが、子供たち元気に活動して、体調を崩したものの等もなく、いい活動が出来たというような報告を受けております。

これからも計画どおりに学校行事のほうが進んでいくと思われますので、委員会としてもサポートをしていきたいなというふうに思っております。

なお、再来週から那珂地区総体が、今年度から大子町も、生徒数、部活動の数の関係上、那珂地区総体だったんですけれども那珂大子地区総体ということで、県の中体連のほうの許可がおりたということで、今年から大子町も入った那珂大子地区総体というのが始まります。それに合わせて、子供たちも今、こういう天気の状態あるいはコロナ禍ではありますけれども、頑張っておりますので、応援をしていきたいなというふうに考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

第四中学校の給食の異物混入については、事件発生とそれから調査状況であるということをご報告いただきました。詳細については、全員協議会の15日、その場で再度報告いただけたということで、調査のほうの継続をよろしくお願いいたしますと思います。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第32号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第32号をご覧ください。

議案第32号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,434万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億9,331万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費4,536万8,000円。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 それでは、議案第36号をご覧ください。

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

事項、学校給食センター調理業務。期間、令和5年度から令和9年度まで。限度額、3億9,414万円。

8ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

中段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費149万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費5,410万円。

9ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、1万円。

10ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費103万4,000円。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、2,753万1,000円。

国県負担金等返納金でございます。うち、社会福祉課が2,601万円、こども課が152万1,000円となっております。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古川委員 何点かお伺いしたいんですけども、まず、これちょっと財政課にお聞きしたほうがいいと思うんですが、先ほどの議案第31号の低所得者のもそうだったんですけど、システム改修ということがよく出てきますよね、予算書に。

このシステム改修というのはどういうときに、どういうことをするんでしょうか。何か、国の制度が例えば変わったりとか、そういうことがあったときにそういうシステムを改修しなきゃいけないんじゃないかなと予想するんですけど。

それを市が負担するっていうのが、ちょっと僕は納得いかないんですけど、どんなときに行うものなんですか、システム改修って。

財政課長 委員おっしゃるとおりで、当然国の制度が新しくできて、今うちのほうの電算システムのほうで組んでいるもので、その要件に合わせて、抽出をしたりとかする必要があるので、そこのシステムの変更が出てくるために、それをうちのほうですとTKCのほうに現在はやっている部分が多いかと思うんですけども、業務系のものであればですね。

そこに、それに合った形で委託料を払って直してもらおうという形になるので、全国の自治体それぞれ、いろんな会社のところのシステムを使っていて、そこに合わせてその制度で直してやるっていうのが一般的なやり方にはなっていると思います。

こういった国からのものの場合の負担については、国費の補助率の問題はあるにしても、基本的には国のほうから補助金として、その事務費分が、歳入としては入ってくる形なんです。それを歳出としてうちのほうが、システム等の委託料で出すっていうのが一般的な流れにはなっているかと考えております。

古川委員 分かりました。

国からそういう支出のほうの歳出もあるけれども、歳入のほうにそういう、補助金の中にそのシステム改修の費用が含まれているということですね。

ちなみにこのシステム改修というのは、これも業者決まっているわけですよ、委託先が。今のTKCという話もあります。ということはもうほとんど言い値なんですよ。

ね。

財政課長 基本的にはそちら側から当然見積りを取った上での話にはなりますので、ただ、基本的には国のほうからそういう仕様については、急ぎのものにはなりますので、恐らく業界のほうにも流れてはいるんだと思うので、その値段というのはやはり業界として相応のものであるというふうには考えてはおります。

古川委員 分かりました。

もう1点だけ。10ページの教育用コンピューター管理事業、備品購入の電算機器なんですが、どこにどういうものを入れるんでしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

教育用コンピューター管理事業の本年度の補正予算の備品購入でございますが、各学校の普通教室、特別教室に配置しております電子黒板、こちらを学級増に伴い追加購入するものでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

遠藤委員 4ページの学校給食センター調理業務、債務負担ではありますが、この内容についてももう少しお願いします。

学校教育課長 こちらの債務負担行為でございますが、学校給食センター調理業務委託費でございます。債務負担の行為の期間としては、令和5年度からとなっておりますが、業務委託の期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間を予定しており、調理業務等の業務につきまして、業務委託をするものでございます。

以上でございます。

遠藤委員 民間にというふうな話もあったかと思いますが、その内容ですか。

学校教育課長 民間委託で実施するものでございますので、民間のものでございます。

遠藤委員 現時点では、もう少し情報は何かありますか。

学校教育課長 今後の予定ということでよろしいでしょうか。

今後の予定につきましては、今回の債務負担行為が本会議で議決された後に、プロポーザル方式にて業者を選定し、早い段階に、年内に業者を選定し準備のほうを進めていただく予定でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年9月1日からの業務引継ぎに向けまして、準備のほうを、委託業者となった業者と当センターのほうで進めていく予定でございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。今後プロポーザルで業者を決めて、来年の9月1日から3年間、まず実施をしていくという内容ですね。

教育部長 補足いたします。現時点でプロポーザルと決定しているわけではございません。私

どもとしてはプロポーザルを目指しておりますが、この後指名委員会の中で協議いただく内容になっております。

補足です。以上です。

委員長 ほかございませんか。

花島委員 今回の学校給食センターの調理業務のことですが、令和6年度、来年度から実質作業に入る、作業って言うんですかね。調理業務に入るとすると、今までの市で雇用していた方々の処遇は、現在どうなってますでしょうか。見通しも含めてですけどね。

学校教育課長 正規の調理員に関しては、行政職への任用替えの方向で、一昨年から面談を繰り返してございまして、本人の意向を尊重しながら、対応について全庁的に取り組んでいるところでございます。

また、会計年度任用職員、こちらの調理員の皆様につきましては、本人のご意向を第一に考えまして、委託先の業者に優先的に雇用していただけるようご配慮いただきたい旨のことを仕様書の中に明記する方向で準備をしているところでございます。

花島委員 私聞きたかったのは正規の方については、今答弁いただいたことは前から分かっていることなんで、それが順調にいったるかどうかなを知りたいんです。

学校教育課長 本年度につきましても、早速、今月に第1回の面談を行いますので、本人の意向を再確認していきたいと思っております。

また、学校給食が休止する夏休みにかけまして、実際の実務の研修のほう、そちらを予定してございますので、そういった準備のほうを進めてまいりたいと考えています。

花島委員 まだ、給食調理の実務があるので、それと並行しながら、職種転換の準備なり意向確認などをしていくということでもいいんですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 では、ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

執行部の入替えをお願いします。

ご苦労さまでした。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時23分）

委員長 再開します。

保険課が出席をしました。

続きまして、議案第31号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。これを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 保険課長の横山です。他2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第31号をご覧ください。

専決処分についてのご報告となります。内容は、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次のページが専決処分書になります。こちらは、令和5年3月31日付けで専決処分させていただきます。

3ページに改正条文、4ページから15ページに新旧対照表をつけさせていただきます。

16ページをお開き願います。那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。改正理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由と同じ内容でございます。

続いて、改正内容でございますが、第3条第3項は、課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。国民健康保険税は医療分、後期分、介護分の3つが含まれておりまして、今回、そのうちの後期分、後期高齢者支援金等分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。

また、第22条につきましては、軽減判定基準額の見直しとなります。総所得の合計が基準以下の場合に、国民健康保険税の軽減が該当になりますが、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げます。

この改正によりまして、保険税の負担が軽減される方の範囲が広がることとなります。

次の第22条の2、第23条の2及び附則の改正につきましては、対応する法令に合わせ、文言の統一を図るものです。

なお、今回の改正に伴う附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、改正前の条例を適用することを定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

花島委員 よく分かんないんで聞くんですが、第3条第3項の改定に関してなんですけれども、これは所得が大きい方が、最高今まで20万円納めればよかったのが、今度22万円になるっていう理解でよろしいんでしょうか。

つまり、そうすると、もともと所得がずっと低い方については、全く増税にはなっていないって考えてよろしいですか。

保険課長 おっしゃるとおりです。

花島委員 了解です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

執行部の皆様はご退席ください。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

委員長 再開します。

続きまして、その他、調査事項の今後の進め方についてを議題といたします。

当委員会の調査事項は、介護についてですけれども、まとめの時期になりました。方法としてこれまでの調査についてまとめた要望書を市に提出するか、報告書を議長に提出するかということになると思います。要望の場合は、9月の定例会で市長に提出、報

告書の場合は議長に提出という予定となります。

まず、まとめ方として、要望書と報告書のどちらにするのか、皆様からご意見を伺いたいと思います。どちらの形がよろしいでしょうかね。

花島委員 要望書にしたいと思います。なぜかっていうと、人員の問題ですね。それは要望しておきたいと思ひまして、それが理由です。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 では、今要望書というご意見がございましたので、要望書という形で提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、要望書という形で提出をしたいと思います。

どういった点を要望していくかということについて、ご意見をお伺いしたいと思ひます。今、花島委員から、人員体制の件ということもございましたけれども、いかがですか。地域包括支援センターの人員体制ということで、増員を検討いただきたい、要望したいということですね。

そのほか。

古川委員 調査事項というのは、今は地域包括支援センター関係と、あと、今やっているっていうか、これからやろうとしている子育て支援の2つの調査事項って考えるんですかね。

委員長 調査事項について、まず介護については、地域包括支援センターについてということで、前年からの継続の件がございましたので、これについてまず、今日お聞きしているのは、その点をまずお聞きしたいということでまとめたいということですね。

もう一つ、子育てについては、今調査していますけれども、今後、調査継続して年内に、結果をまとめていきたいという予定で今進めています。

今日のところは、まとめについては、介護についてということで地域包括支援センターについてでございます。

ほかございますか。

副委員長 要望の内容、人員確保は私もそれは入れていただきたいところで、あと24時間の連絡体制とか何かいろいろ大変そうだったのにそういう処遇といいますか、そういう勤務体制といいますかそういったところも要望したいと思ひます。

委員長 今副委員長のほうから、人員体制プラス24時間体制等の、相談受付等が実際に現場で実行されてますんで、その辺の連絡体制の強化っていいですか。それから、処遇面も含めて要望というご意見です。

ほかよろしいですかね。

遠藤委員 私はこれまでの審議の経緯があんまり分かりませんが、少なくともこの間、青燈会の意見交換の中で出てきた内容で見ると、増員もさることながら、いろいろと専門職の

方とは言えいろんなアドバイスをいただきたいと、より専門的な方に。そういうご意見もいただいていますよね。

なので、そういう地域包括支援センターの職員の方がいろんな特殊な案件とか、特に虐待の案件なんか最近多いようでありますので、含めて、いわゆる専門的な相談ができる体制、窓口というのかその人を確保するというか、そういう職員の方が相談できる体制をもっとつくっていただくということが必要とされているのではないかと思いますので、そういったことも要望に入れてはいかがでしょうか。

委員長 今遠藤委員のほうからありましたように、地域包括支援センターの職員の方が相談できる相談体制が必要だと。要望に入れてほしいということです。

これは私もそう思います。

この間の話もそうなんです、現場の方の仕事ぶりを見てもそうなんです、やはりこれは必要なというふうに思います。

今のところ3つ出ていますけども、そのほか。要望自体については具体的な内容にして今出ておりますので、例えば人員体制ですと、今現行4名ですけれども5名体制と。なかなかその確保、専門職ですので、難しいという点もございましたんで、その辺を言っていきたいなと思いますね。

花島委員 人員増なんです、一律5名というふうには必ずしもなくて、忙しいセンターについて順番をつけてやるんでもいいかなと思います。

1人1年間やっていけば、アバウトで、600万円から1,000万円ぐらいはかかると考えなきゃならないんで、そのことを考えれば、ある程度優先順位をつけて始めるのもいいかなと思いますんで、その辺は幅を持たせた要望でいいかなと思います。

委員長 人員体制の拡充ということで、一律1名増ということではなくて、やはり仕事の忙しさに応じて優先順位をつけてということですね。

あとは。

遠藤委員 若干これまでの議論の中と外れるかもしれませんが、確かに人員増なんですよね。

人員増なんですけど、そもそも3職種、あんまり少ないんじゃないかと思うんですよね。

もっと人をくれくれと言ったって保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が有資格者であって、誰でもいいってわけにいかないんですよね。ただその方々が、どうやって資格を取得されるか、その資格取得のための補助であるとか、あとは、例えば潜在保育士とかってというのは結構いたりするじゃないですか。だから、例えば今まで資格は持って仕事はしてたけど、潜在保健師とかってというのはいるのかどうか。

結構そういうのって掘り起こしをやってたりしているんですよね、保育士とかはですね。だからその人員は増やしたいのだけれども、もしその増えない要因が何なのか。資格を取りたいんだけどなかなかとりづらい側面があるんだったらそれに対して行政として何か出来ないかとかあとは有資格者が、もし地域に埋もれていてまだその掘り起こしよう

があるんであれば、そういったところも考えなきゃいけないとか、この3職種って結構レアな資格なんで、そこらのところまでちょっともし踏み込めるのであればというふうに思いますが、ただこれはちょっと今まで議論があったかどうか分からないので、新しい意見を入れてもどうかと思いますので、ただちょっと意見として申し上げておきます。

委員長 ありがとうございます。

資格取得ってというか専門職ですので、特に主任ケアマネジャーなんかは、民間では割と補充する場合には高額で、あっせん所から派遣してもらうという実態はありましてですね。特に公共、公務員になると、なおさら手を挙げてくれる方がどうも少ないようだという声も聞いております。

だから非常に難しいという面は、確かにあるんだなというのはありますんで、一応、介護長寿課でも、1回やろうとして、ちょっと手をおろしてしまったという話も聞きましたんですけども、その辺も要望して、きちんと次の手当がうまくいくようにというのは、少しちょっと考えないといけないかもしれないです。その文言については。

花島委員 人材確保という点で、まず大事なのは、とにかく雇える予算枠を確保することですけども、もう一つは、やっぱり処遇ですよ。昔、隗より始めよって話がありますよね。あれは何か手元のことからやれっていうふうに今言われてるんだけど、要するに人材が欲しかったら手元の人材をきちっと優遇せよっていうことから始まっているんですよ。

そういう観点からいったら、まずは、処遇を余り一律に考えずに、必要なところには必要な手当てなりつけるなりして優遇するってことだと思います。

それから、現在同じような職域で働いている方に関しては、仕事をある程度ゆるくっていうんですかね。忙しさを軽減してあげれば、別の資格を取るための勉強の余裕とか出てくるかもしれないので、そういう意味も含めて、人員増というのは大事ななと思っています。

武藤委員 先ほどから人員増なんですけども、やはりこの3職種、特に保健師っていうのは基本的に大学出て看護師の資格取ってて、それから同じような研修を受けないと取れない資格なので、これちょっと途中から取るというのは非常に難しいでしょうし、ケアマネジャーについては、まず一般の方でも物すごく勉強すれば取れるっていうのだろうし、やはりこの辺の職種においては、先ほど遠藤委員も言っていましたけど、潜在的な人で例えば60歳で定年を終えたような人たちに、正職員でなくてもいいからやはり、短期間的な、補助的な要因でもって入ってもらうと。そうすることによっては人件費も抑えられるし、何が何でも正職員ではなくていいと思うので、その辺りのところ、柔軟な形で人材を補填していくっていうようなこともつけ加えればよいのではないかなというふうに思っています。

委員長 分かりました。

遠藤委員 全く同じ、同意見です。

まさしく正職員がたくさんいればいいんだけど、保育士だって、補助的な人員とか、教員だって事務職員とかいますね。だから、ここのところで本当にこの現場で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士でなければならないものは、ならないものでやっていただくとして、それを補助する人って多分いたらそれだけでかなり、言葉に語弊あるかもしれませんが、雑務的なものは、それはその方々でなくてもいいものもあるかもしれない。そこも含めて、人員増ということであると、もしかしたら、処遇も、職場環境も働きやすくなるものもあるかもしれないので、そこまで含めて、委員会としてはご提案していただけるといいのかもしれない。

委員長 分かりました。

人員体制のところは、具体的にそこまで入れたほうがいいということですね。

私もう一つ、執行部側でも、ローテーションがあって3年ないし5年で変わってしまうという、要するに介護なら介護、包括なら包括ケアシステム運営云々についての専門的な仕事等を見れるのかというところがちょっと心配な点がありまして。

それはプロだから、しっかりやれるよということであればいいんですけども、その辺はこの間の地域ケア個別会議でも心配な点ですよということをお話に出てましたので、やっぱり常総市とか坂東市の地域包括支援センター見に行ったときもそういう話がありました。

ですから、皆さんそれぞれローテーションで期間内は一生懸命やっていただくんですけども、変わってしまうということがあって、やはり政策的なものから専門的なものまで面倒を見ていくということであれば、執行部のほうも、専門的な方がいてくれたらという、ちょっと要望なんですよね。

その辺をちょっと要望しておきたいなというふうに思います。

花島委員 賛成です。

私の経験では私の仕事なんかは大体5年から10年でひと仕事なんですよね。仕事の種類によるでしょうけど、そうは言っても3年っていうとちょっと短い。

いつも3年じゃないでしょうけど、市役所の中でローテーションをしなきゃなんないみたいな、文化みたいなやつがやっぱりちょっと間違っているんじゃないかなと思います。

ただ一方で、職種、仕事の中身と、それから、ある程度キャリアアップって言うんですかねキャリアって言うっていいのか。露骨には給与が上がる線というのが職務と関連づけられていることが多いので、ある限られた分野の仕事だとすると、同じずっと仕事を続けて、給与が上がっていくっていうのは限度があると。

号は上がっているけど、級が上がらないみたいなことがあってはいけないので、その辺のシステムも本来は考え直すべきだと思っています。

ただ、それは非常に大きなことなので、強く言うっていうよりは、ちょっとほのめかす程度でいいかなと思います。

委員長 分かりました。

今3つほど、人員体制の増のところと24時間の連絡体制に対する処遇面の改善等、もう一つは、相談できる体制が必要であると。具体事項は今出ましたけれども、気づいたところは、あと何かありますか。取りあえず3つでよろしいですか。

副委員長 先ほど資格の話も出たんですけど、何かほかの自治体によると資格補助とかやっているところ、それは市のほうに転入してもらって市の中の施設に働いた人にとかっていうところもあったと思うんですけども、その辺の資格補助とかっていうのはどうでしょうか。

花島委員 資格補助って資格に対する手当をつけるってことですか。

副委員長 手当、あとは取る何年かの中に、住宅補助手当をつけるとか、その中で資格を取ってもらうためにそういう環境ですかね。あとはその資格を取るための金銭的なものとかっていうのを、あるとは何か聞いたんですけど。なのでその自治体に行って働きながらですけど、働きながら資格を取りやすい環境が整備されてるっていうのちょっと聞いたことがあったので、そういうのなんか必要なのかなと思ってはいたんですけども。

委員長 今の話はあれですね、正職員で入ってきた方が、専門職として資格が取れる、そういった補助制度があれば、より広く人員確保ができるんじゃないかなという話だと思うんですね。

なかなか最初から大学卒業して、例えば保健師も、非常に難しい試験をクリアして卒業して、実際やっていって上がってくるということですので、なかなか作業が難しいという面もありますけれども、あとは職員になってからそういう資格が取れる制度があればいいのかなというところなのかなというところですよ。

遠藤委員 今のは市の職員じゃなくて、高齢者施設に勤めている職員が、大体これって受験資格として多分実務経験が必要ですよ。

実務経験積んでいる間に、主任ケアマネジャーか社会福祉士になりたい、そのためのお金補助をしてあげるとかそういう仕組みをつくればいいではどうかって話ですか。

なるほどね。いいと思うんですけどね。

委員長 では、いろいろご意見いただきましたので、具体的に今出たお話をまとめて、要望として、提出をしていきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

まとめ方については、一応正副委員長のほうで。分かりました。

今出たお話をあとちょっと調査すべきところは調査してまとめたいと思います。

では、要望事項については、そのようにちょっと決定をしたいと思います。

文面については正副委員長のほうでまとめて、また皆さんのほうにご案内をして、最終的に決定していきたいというふうに思います。

それから、次の調査事項、子育てについてでございます。

当委員会での調査活動の期間を考慮し、正副委員長で今後のスケジュールについて検討しましたので、提案をしたいと思います。

皆様には事前にラインワークスで、6月22日の午前中に、市内施設の地域子育て支援センター「つぼみ」と、それからこども発達相談センター「すまいる」の見学ということで、決定をしておりましたのでその見学についてご連絡をいたしました。

つきましては、市内施設での事業内容や実際の様子などを確認したいと思います。当日のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

書記 行程表をご覧ください。

6月22日の木曜日に、こども発達相談センター「すまいる」、地域子育て支援センター「つぼみ」の見学をしたいと思います。

まず、午前9時20分に市役所東側の通用口に集合していただき、9時40分から10時35分、こども発達相談センター「すまいる」、そのあと10時40分から11時25分、地域子育て支援センター「つぼみ」という流れで視察を行いたいと思います。

「すまいる」につきましては先に事業説明を聞いてから施設内の見学、「つぼみ」につきましては、10時30分から2歳から3歳児対象の年齢別の広場という事業を実施しているということですので、そちらの見学をしてから、そのあと事業説明、質疑応答をしていきたいと思います。

その他ということで、2点ほどお願いがございます。

まず1点目が、視察のほうスーツなどで行かれると、利用者の方がちょっといつもと違う環境で緊張してしまう可能性があるということですので、こども発達相談センター「すまいる」は、皆さん、働いてる方も、ポロシャツとかジャージとかの格好でいらっしゃるということでしたので、同じように利用者に配慮するために、当日の服装はポロシャツなど、ラフな格好でお願いしたいと思います。

また写真撮影について、こども発達相談センター「すまいる」につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。地域子育て支援センター「つぼみ」での、事業参加者の方には、事前に写真掲載の可否を確認しているとのこと。参加者の意向に沿った対応をお願いしたいということで、当日に、この方は、撮影オッケーです、駄目ですということは、センターの職員の方からこちらにお伝えいただけるということでしたので、それに合わせてご対応いただけるようお願いいたします。

また開催通知につきましては、本日ラインワークスで皆様に通知をお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

委員長 事務局のほうの説明が終わりました。

6月22日に実施したいと思いますので、ぜひ有意義な視察研修にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か質問等はございますか。

遠藤委員 このこども発達相談センター「すまいる」は、地域子育て支援センター「つぼみ」もそうなんですけど、この日は何をやっている日なのかっていうのはちょっともう少し分かれば教えてもらってもいいですか。

書記 こども発達相談センター「すまいる」は、具体的なところまでっていうところが、こちらで把握は出来ていないんですけれども、実際に相談に来られている方の対応をされるというふうには伺っています。

地域子育て支援センター「つぼみ」に関しては、2歳児3歳児だけ、その時間帯に集まって、あそびの広場といいますかそういったことをされるというふうにお話しは伺っていて、ちょっとその中で具体的にどういう遊びをするとか、そういったところまでは、すいません、ちょっと把握が出来ていないので、確認出来次第、ラインワークスでお知らせさせていただきます。

委員長 具体的なものについてはちょっと聞いて、またお知らせしたいと思います。

22日の件はよろしいですか。

古川委員 地域子育て支援センター「つぼみ」っていうのは職員の方がいらっしゃったと思うんですけど、センター長とか所長っていうか、こども発達相談センター「すまいる」って職員っていましたっけ。入って右側に事務所ありますよね。

あの職員が担当しているってこと直接。

事務局長 職員の方で対応していると思うんですけども、そちらはちょっと確認します。

古川委員 あそこに正職員っているのかなって僕は思っていたんですけど、多分センター長は再任用の職員の方がやっていたような気がする。

つまり、概要説明って誰がするのかなってちょっと思ったもんですから。

説明できる方がいるならいいけど、あと専門の方がいるんじゃないですかそういう方の説明してくださるのかな。

書記 こども発達相談センター「すまいる」の説明については、センター長からお話はしていただけるということであるんですけども、職員配置表を確認しますとそのセンター長のほかに、職員の方3名、こども発達相談センターはいらっしゃるようです。その人員の部分に関してのご質問の答えになるんですが。

委員長 正職員がいるということです。

では、22日の視察研修については、終わりにします。

次に市内施設見学終了後の流れということで、子育てについて様々な事業を行っております、お隣の常陸太田市の視察をしようということで、予定を組みたいと思うんです

が、遅くとも12月定例会までに報告書として提出という流れの中で、今後の調査を進めていきたいというふうに思っておりますので、そういう、日程についてはそういう流れでよろしいでしょうか。

事務局とも相談しまして、具体的にどこへという話で、子育て世代包括支援センターを見に行きたいなということで、今調査をしております。

候補については、事務局から説明をしてもらいますので、お願いします。

書記 「ここキララ」というパンフレットを見ていただければと思うんですけども、子育て世代包括センターは、那珂市だと、こども課と健康推進課の二つの課でやられてるんですが、常陸太田市はこちらのセンターで、1つでまとまってやっているということだそうです。

また、常陸太田市で子育てに関して、先進地視察ということでほかの自治体の方から、こういう子育てに関する調査事項で視察に来られたときも、「ここキララ」のご紹介は大体されている。あともう一つ、「じょうずるハウス」という、那珂市でいうところの「つぼみ」のようなところも見ていただいてというのが、オーソドックスな視察の流れになっているということで、常陸太田市からお話を伺っている状態です。

以上です。

委員長 今事務局から説明をしてもらいましたけれども、「ここキララ」ともう1か所ですね、実際参加しているその「つぼみ」みたいなところを見に行きたいなということで今予定をしております。

こちら、よろしいですかね。

(なし)

委員長 ではそのように、場所については常陸太田市を見に行くということで決定をしたいと思います。

中身については現状、先ほどもう1か所で、こども課と健康推進課ですかね、両方一緒にやられているということなんでこれも大変参考になるなというふうに感じておりますので、現状の運営の仕方とあとセールスポイント、あるいは今抱えている課題等について調査をしたいなというふうに思います。

以上のような内容で予定させていただきますので、あと日程については、また先方の確認をしてお知らせしたいと思います。

以上で子育てについては、那珂市内の現場確認と、その後常陸太田市の視察をしていくということで進めていきます。

そのように決定したいと思います。

もう一つ、案件は、議員と語ろう会についてを議題といたします。

8月5日土曜日に午前中に中央公民館、午後に総合センターらぼーるで議員と語ろう会を開催します。当日の担当について再確認をしたいと思います。

当日の司会については私、寺門が担当させていただきます。

受付を遠藤委員、武藤委員にお願いをします。

それから記録を原田副委員長と花島委員ということでお願いをしたいと思います。

当日の細かい内容については、7月の全員協議会で説明がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

テーマも、子育てについてということで当委員会は決定をして、案内もそれで流していくということに、予定をしております。

進め方については、7月の全員協議会ということで、詳しい話がありますがけれどもそのテーマ3つ、常任委員会挙げてますんで、そこで、それぞれ30分ずつかな、お話をし、あと全体のテーマで話をするということで、一応グループ三つに分けて、島を。それぞれの市民の方がいるところに3つのテーマもありますんで、教育が終われば、Aのところまで教育終わったら次Bのところへ行って、教育のテーマでお話をすると、そういう流れでやっていきます。

全体の話についてはもうそのいる場で20分ぐらいですかね。意見交換をしていくというような進め方でいきます。

当日は午前中と午後とぶっ通しになるので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上の件で、何かお聞きたい事はないですか。

(なし)

委員長 ではそのように決定をしたいと思いますので、議員と語ろう会については8月5日よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の審議は全て終了いたしましたので、教育厚生常任委員会をこれで閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会（午前11時03分）

令和5年7月10日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚